

福岡県公報

平成19年7月25日
第2706号

目次

告示(第1401号—第1413号)

道路の供用の開始	(道路維持課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(監査保護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	5
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	5
公共測量の終了	(土木管理課)	5
公共測量の終了	(土木管理課)	6
公共測量の終了	(土木管理課)	6
公 告			
落札者等の公示	(警察本部会計課)	6
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権			
を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)	7
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を			
有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万			
に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課)	7

県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (地方課) 7

正 誤

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成19年福岡県人事委員会規則第15号)中正誤 8

告 示

福岡県告示第1401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	筑紫野線 筑穂線	飯塚市元吉686番1先から 同市長尾899番1先まで

福岡県告示第1402号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成19年7月8日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称

NPO法人地球・環境・人等共生

(2) 代表者の氏名

三宮 征司

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市若松区畠田三丁目4番12号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、地球住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援、少子高齢化対策、農村地域の活性化等地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生するより安心して豊かで明るい住環境の街づくりや生き甲斐づくり、自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携をとりながら地域社会に貢献することを目的とする。

(変更後) この法人は、福岡県内の海岸線や森林の環境整備を行うことにより、地域の安全と環境保全に力を注ぎ、地球住民の交流促進・活性化や求職者の就業支援及び雇用機会の拡充、子どもの健全育成を図り、少子高齢化対策、農林水産事業の活性化等地域の多様なニーズに沿った地域活動を意欲に満ちた地域住民の参加によって展開し、太陽・水・緑・環境・人等が共生するより安心して、豊かで明るい住環境の町づくりや生き甲斐づくり等、地域住民の自立支援のため、各自治体や関係各所とも連携をとりながら、地域社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1403号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年1月12日農林水産省告示第25号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1404号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月14日福岡県告示第1500号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生316	医療法人たなか小児科クリニック	糟屋郡新宮町大字三代字須川772 - 6	19・6・1
粕生317	医療法人誠信会甲斐クリニック	糟屋郡志免町片峰中央3丁目15 - 1	19・6・1
粕生318	医療法人正文会須恵外科胃腸科医院	糟屋郡須恵町大字植木609 - 3	19・6・1
粕生319	医療法人道生会山崎産婦人科小児科医院	糟屋郡宇美町大字宇美3120 - 2	19・6・1
粕生320	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目10 - 10	19・6・1
粕生321	医療法人豊民会新宮整形外科医院	糟屋郡新宮町美咲2丁目1 - 38	19・6・1
粕生322	しまざき耳鼻咽喉科	糟屋郡志免町大字南里29 - 1 - 1	19・7・1
像生126	崎村医院	宗像市東郷1168 - 1	19・5・1
古生50	医療法人みやざわ耳鼻咽喉科医院	古賀市舞の里3丁目17 - 1	19・6・1
古生51	医療法人Y & Kかい整形外科医院	古賀市今の庄1丁目10 - 28	19・6・1
宰生75	耳鼻咽喉科たか野クリニック	太宰府市大字大佐野321 - 3	19・7・1
春生134	医療法人仁清会しんかいクリニック	春日市昇町5丁目5 - 1	19・6・1
春生135	医療法人みのだ胃腸科内科クリニック	春日市上白水3丁目80	19・6・1
筑紫生136	医療法人まじま内科循環器科	筑紫野市原田8丁目4 - 1	19・6・1
久生668	医療法人恵清会岡田医院	久留米市荒木町白口1766 - 11	19・5・1
久生669	医療法人宮崎整形外科	久留米市田丸町殖木字延命240 - 1	19・5・1

久生670	医療法人木下会野伏間クリニック	久留米市野伏間1丁目9 - 6	19・6・1
久生671	医療法人日吉いのうえ小児科	久留米市日吉町110 - 1	19・6・1
朝生114	ひろき眼科	朝倉郡筑前町依井490 - 1	19・6・1
久地生20	医療法人朋和会平和クリニック	三井郡大刀洗町大字高樋字北奥野2499 - 21	19・6・1
う生35	医療法人うすい内科・循環器科	うきは市吉井町1262 - 5	19・5・1
飯生297	医療法人ひじい小児科クリニック	飯塚市川津字舞ノ浦84 - 1	19・6・1
飯生298	医療法人千手医院	飯塚市西町4 - 48	19・6・1
嘉麻生28	菊原内科クリニック	嘉麻市鴨生94 - 29	19・7・1
遠生181	メディカル・オン・デマンド (HOD) 水巻クリニック	遠賀郡水巻町樋口10 - 11	19・7・1
春生歯68	デイジーデンタルクリニック	春日市下白水南5丁目10	19・6・1
春生歯69	ふじた歯科医院	春日市上白水7丁目14	19・6・1
久生歯300	医療法人ゆうき会西町吉田歯科医院	久留米市西町462 - 5	19・5・1
直生歯68	山本歯科医院	直方市須崎町9 - 3	19・6・6
遠生歯84	しんどう歯科医院	遠賀郡水巻町古賀3丁目12 - 31	19・7・1
粕生薬119	タカサキ薬局志免店	糟屋郡志免町大字南里字アカ子29 - 1	19・7・1
前生薬40	サン調剤薬局	前原市前原中央2丁目8 - 8	19・7・1
久生薬215	有限会社久栄久保薬局	久留米市津福本町1559 - 3	19・5・1
大川生薬19	若津センター薬局	大川市大字向島2610 - 2	19・4・1
久生薬214	ごりら薬局	久留米市東櫛原町2303 - 24笠ビル1F	19・5・1
行生薬59	あおぞら薬局	行橋市西宮市5丁目13 - 12	19・7・1

久生訪17	訪問看護ステーション成甫会24	久留米市合川町88	19・6・1
久生訪18	じゅうれん訪問看護ステーション	久留米市三瀬町西牟田6557 - 89	19・4・1
直生訪5	有限会社森の母屋訪問看護ステーション	直方市大字上境1959	19・7・1

福岡県告示第1406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生135	須恵外科胃腸科医院	糟屋郡須恵町大字植木字脇本609 - 3	19・5・31
粕生156	山崎産婦人科小児科医院	糟屋郡宇美町大字宇美山洪3120	19・5・31
粕生182	新宮整形外科医院	糟屋郡新宮町美咲2丁目1 - 38	19・5・31
粕生260	甲斐クリニック	糟屋郡志免町片峰中央3丁目15 - 1	19・5・31
粕生301	たなか小児科クリニック	糟屋郡新宮町大字三代字須川772 - 6	19・5・31
粕生314	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目10 - 10	19・5・31
像生80	崎村医院	宗像市東郷1168 - 1	19・4・30
古生36	みやざわ耳鼻咽喉科医院	古賀市舞の里3丁目17 - 1	19・5・31
古生46	かい整形外科医院	古賀市今の庄1丁目10 - 28	19・5・31
春生100	みのだ胃腸科内科クリニック	春日市上白水3丁目80	19・5・31
春生125	しんかいクリニック	春日市昇町5丁目5 - 1	19・5・31
筑紫生110	まじま内科・循環器科	筑紫野市大字原田2408 - 1	19・5・31

久生281	岡田医院	久留米市荒木町白口1766 - 11	19・4・30
久生346	日吉いのうえ小児科医院	久留米市日吉町13 - 39	19・5・31
久生634	宮崎整形外科	久留米市田主丸町殖木字延命240 - 1	19・4・30
久地生16	平和クリニック	三井郡大刀洗町大字高樋2499 - 21	19・5・31
う生31	うすい内科・循環器科	うきは市吉井町1262 - 5	19・4・30
飯生248	ひじい小児科クリニック	飯塚市川津舞の浦84 - 1	19・5・31
飯生252	千手医院	飯塚市西町4 - 48	19・5・31
宮生2	高橋胃腸科クリニック	宮若市福丸東町246 - 2	19・4・30
像生歯58	西東郷歯科医院	宗像市村山田1085 - 1 - 2	17・11・30
春生歯32	田淵歯科医院	春日市大字下白水67 - 11	19・6・30
春生歯54	ふじた歯科医院	春日市上白水7丁目14	19・5・31
久生歯188	西町吉田歯科医院	久留米市西町462 - 5	19・4・30
直生歯41	山本歯科医院	直方市須崎町9 - 3	19・6・5
京生歯26	白木原歯科医院	築上郡築上町大字築城655	19・5・27
大川生薬13	若津センター薬局	大川市大字向島2610 - 2	19・3・31
像生訪5	株式会社コムスン訪問看護ステーション宗像中央	宗像市田熊1丁目2 - 7大森店舗2号	19・5・31
宰生訪3	株式会社コムスン訪問看護ステーション太宰府	太宰府市五条2丁目2 - 24ソニアルカサス1F1号	19・5・31
八女生訪2	株式会社コムスン訪問看護ステーション八女	八女市津江字高島544 - 1	19・5・31
田生訪11	株式会社コムスン訪問看護ステーション田川	田川市中央町3 - 26井上ビル1F	19・6・30

福岡県告示第1407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
粕生279	医療法人養真堂 産婦人科筑紫クリニック	糟屋郡志免町大字志免1105	19・7・10

福岡県告示第1408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久生458	医療法人いのくち医院	久留米市国分町1940 - 2	久留米市国分町1517 - 4	19・5・22
大生252	呼吸器科循環器科渡辺内科医院	大牟田市上官町1丁目2 - 8	大牟田市一浦町5 - 10	19・6・1

福岡県告示第1409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ9	児玉敏郎（ひまわり施術所）	直方市大字永満寺2737 - 1	19・7・1
田川生マ3	出水富士男（アンルーム富士男）	田川郡福智町金田291	19・6・8
春生柔29	大林紀子（春日原鍼灸整骨院）	春日市春日原北町3丁目25	19・6・1

像生柔23	堺正孝（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町12 - 9	19・6・1
像生柔24	島村次郎（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町12 - 9	19・6・1
像生柔25	大石裕之（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町12 - 9	19・6・1
粕生柔30	久恒孝明（ひさつね整骨院）	糟屋郡篠栗町大字尾仲66 - 1 若杉ハイツ1F	19・5・7
粕生柔31	久保好広（長者堂整骨院）	糟屋郡粕屋町大字長者原280 - 2	19・6・27
み生柔9	成清圭吾（寛和整骨院）	みやま市瀬高町上庄1782	19・4・1
み生柔10	森千紘（寛和整骨院）	みやま市瀬高町上庄1782	19・4・1

福岡県告示第1410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生マ8	山口隆秀（ひまわり施術所）	直方市大字永満寺2737 - 1	19・6・30
像生柔15	鈴木和仁（和楽堂整骨院）	宗像市栄町12 - 9	19・5・31
粕生柔12	西島鍼灸整骨院	糟屋郡宇美町宇美3丁目7 - 23	19・6・26

福岡県告示第1411号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業立花地区大倉谷・換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女郡立花町大字北山	平成19年3月14日

福岡県告示第1412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡町津丸土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡町津丸土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福津市津丸の一部	平成19年6月30日

福岡県告示第1413号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太宰府市吉松東土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（太宰府市吉松東土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
太宰府市大字吉松の一部	平成19年6月30日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借（631台）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成19年6月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECリース株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

133,988,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年5月11日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年7月11日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

82,349

福岡県選挙管理委員会告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年7月11日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

752,907

福岡県選挙管理委員会告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職

の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年7月11日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,814
北九州市小倉北区	50,212
北九州市小倉南区	58,241
北九州市若松区	24,035
北九州市八幡東区	21,107
北九州市八幡西区	70,148
北九州市戸畑区	17,491
福岡市東区	72,422
福岡市博多区	52,273
福岡市中央区	45,998
福岡市南区	66,276
福岡市城南区	33,104
福岡市早良区	55,919
福岡市西区	48,710
大牟田市・三池郡	40,520
久留米市	63,551
直方市	16,389
飯塚市	21,787
田川市	14,378
柳川市	10,931
甘木市	11,432
八女市	10,411
筑後市	12,835

大川市	10,926
行橋市	19,383
中間市	13,233
小都市・三井郡	24,363
筑紫野市	26,250
春日市・筑紫郡	40,967
大野城市	24,665
宗像市	25,442
太宰府市	18,490
前原市・糸島郡	26,815
古賀市	15,205
糟屋郡	55,127

宗像郡	15,647
遠賀郡	26,993
鞍手郡	16,478
嘉穂郡・山田市	31,897
朝倉郡	13,648
浮羽郡	14,764
三潁郡	11,945
八女郡	14,890
山門郡	17,393
田川郡	25,308
京都郡	15,606
築上郡・豊前市	18,081

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・4・6	2662 増刊①	福岡県人 規 則 委員会	15	6	○		9		別表第一の額欄	別表第一の区分欄
							5		別表第一の額欄	別表第一の区分欄

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています